

令和 2 年 6 月 24 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03394

研究課題名（和文）共通利益を設定する国際法規範の国内実施の国際的実現

研究課題名（英文）International Enforcement for Domestic Implementation of International Legal Norms of Common Interests

研究代表者

萬歳 寛之（Banzai, Hiroyuki）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：10364811

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：国際法規範のなかでも、国際社会全体や条約社会全体に対して国家が負っている義務を「対世的義務」と呼ぶ。このような義務の存在は、国際社会の全構成員の共通利益を観念しうることを意味している一方で、当該義務の違反があった場合、国際社会にはこれを執行する統一的上位機関がないことから、水平的な国家間の関係のなかでの責任追及の制度を検討する必要がある。本研究では、国際司法裁判制度における対世的義務違反の責任追及、人権条約や軍縮・不拡散法関連条約における条約機関や締約国を通じた責任追及のあり方を検討した。これらの研究を通じて、国際社会における対社会的な義務の違反に対する責任追及制度の特質を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際社会は分権的社会であるといわれるが、対世的義務違反に対する責任追及を通じて、分権的社会でも共通利益が存在し、その回復のための手続が徐々に整えられてきていることを明らかにすることができる。このような研究により、たとえば、ある国のなかで政府による自国民の大量殺害や組織的な大規模人権侵害が行われている場合、たとえ、自国及び自国民が被害にあっていなくとも、人権という国際社会の共通利益を確保する目的で、第三国の地位にある国家が違法行為の中止等の請求を法的に行うことができることを明らかにすることを通じて、国際社会の平和と正義の実現のための具体的な手法を検討することができる。

研究成果の概要（英文）：Among the international norms, there is a type of obligation vis-a-vis a society as a whole, and it is called as an obligation erga omnes. It shows that a common interest can be perceived even in international community, where there still remains a decentralized character. But it is difficult to invoke the responsibility of a state which breached an obligation erga omnes, due to the lack of its implementation or execution by superior organs. In this research, the system to invoke the responsibility in the case of breach of an obligation erga omnes is dealt with in the context of the dispute settlements in the International Court of Justice and the non-compliance procedures in the field of human rights treaties and treaties on disarmament/non-proliferation.

研究分野：国際法

キーワード：国家責任 人権 軍縮不拡散 対世的義務

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

国際法には、①諸国の行動のあり方を規律する行為規範、②行為規範の違反のあった場合の責任・制裁・紛争解決の方法等を定める責任規範、③国際機構の組織・運営・活動等を規定する組織規範があるとされる。国際法を法秩序としてみた場合、これら3つの規範の相互連関を体系的に明らかにする必要があることはいうまでもない。とりわけ、共通利益を設定する国際法規範の登場以来、3つの規範の体系的な相互連関を分析する必要性は益々高まっているといえる。

伝統的に国際法は二国間の性格を有する規範の総和とされ、国際法の違反に対しては、主に被害国による違反国への責任追及の形式で処理すべきものとされてきた。他方、第二次世界大戦以降に発展してきた共通利益を設定する国際法規範は、国家の個別の利益や契約的均衡について語ることでできない規範であるため、被害国を特定することができず、国際組織や条約機関等を通じた集団的対応がなじむと考えられてきた。しかし、国際組織や条約機関の任務の範囲のなかには不遵守の是正や責任の追及といった強力的手段が含まれていない場合も多く、その限界が認識されてきた。そのため、最近では、条約中の紛争解決条項を通じて、国際司法裁判所において直接の被害を受けていない国家であっても、違反国の責任を追及する資格が認められる事例も出てきたりしている。なかでも、共通利益を設定する国際法規範の違反事例は、国内実施義務違反が多くを占める。つまり、国家や国際組織・条約機関といった「他者」による国内実施の確保、即ち、国内実施の国際的実現が国際法学上の重要な課題となってきたのである。

一国の国内実施義務の「他者」による国際的実現は、講学上、いわゆる「確保する義務」を分析概念とするかたちで、議論されてきている。そこで、本研究では、「確保する義務」を分析概念として、共通利益を設定する行為規範の国内実施義務違反のあった場合の責任規範と組織規範の相互連関のあり方を体系的に明確にしていくことが問題意識の背景としてあった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、共通利益を設定する行為規範の国内実施義務違反のあった場合の責任規範と組織規範の体系的な相互連関の明確化にある。その際、責任規範としては、一般国際法上の国家責任法の中でも、原告適格の制度的基盤を検討し、組織規範としては、共通利益を設定する多国間条約で設置された機関の任務・権限に注目して条約機関による違反への対応の課題を考察する。こうした包括的な研究を進めるにあたり、違反事例としては、主に国内実施義務違反を取り上げ、分析概念としては、「確保する義務」を用い、共通利益を設定する国際法規範の一国による国内実施義務違反のあった場合、他国や国際組織・条約機関という「他者」によって、当該国の国内実施を「確保する義務」の妥当する制度的基盤を析出する。

### 3. 研究の方法

研究計画としては、共通利益を設定する国際法規範の国内実施義務違反のあった場合に、「確保する義務」を通じた「他者」による国内実施の国際的実現のための制度的基盤を明らかにするために、第一段階として、国家責任紛争における原告適格の制度的基盤、第二段階として、人権条約で設置された委員会による国際的実現の可能性と限界、第三段階として、軍縮・不拡散法分野における条約機関や安保理設置委員会による国際的実現の可能性と限界について順を追って研究を進めていくことにした。研究方法は、国内外の文献研究が主たるものとなるが、実態を把握するために実務の状況を知る必要のある場合は、国内外の研究者・外交職員に対して適宜インタビューを行い、現実性のある共通利益に関する国際法理論の構築を目指した。

#### 4. 研究成果

論文として公表した主な本研究の成果（近刊のものを含む。）は下記のとおりである。原稿化したものの、まだ校正段階に至っていない論文もある。また、原稿化・論文化できていない部分もあるので、本研究の最終年度の後も、順次、公表していきたいと考えている。

1. 萬歳寛之「共通利益の回復をめぐる国家責任紛争」『国際法外交雑誌』第 117 卷 1 号（2018 年）25－48 頁。
2. 萬歳寛之「日韓請求権協定と韓国徴用工判決」『論究ジュリスト』第 30 号（2019 年）67－74 頁
3. 萬歳寛之「南シナ海問題における国際法課題」『地域研究としてのアジア学』（2020 年）1－22 頁。
4. Hiroyuki Banzai, “Maritime Counter-Proliferation of Weapons of Mass Destruction and the Freedom of Navigation: A Japanese Lawyer’s Perspective”, Dai Tamada and Keyuan Zou (eds.), *Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea: State Practice of China and Japan* (Springer, 2020) (Forthcoming).

本研究では、第一段階として、国際司法裁判所における共通利益の回復のための原告適格の判断に関する発展動向の研究を行った。共通利益を設定する国際法規範の国内実施を確保するにあたって、国家責任紛争の解決を求めるかたちで国際司法裁判所を通じた国際的実現を図る場合がある。研究の対象としては、具体的には、(1) ウィンブルドン号事件において直接の損害を受けていない日本とイタリアに認められた原告適格の根拠の関係性、(2) 南西アフリカ事件において直接の損害を受けていないエチオピアとリベリアの原告適格が否認された根拠、(3) 訴追か引渡かの義務事件や捕鯨事件における原告適格容認の根拠、(4) 多国間条約一般における紛争解決条項の機能を検討した。

これらの検討を通じて、伝統的国家責任法では、国際義務違反と権利侵害の因果関係と国際義務違反と損害の因果関係という 2 種の因果関係の立証が必要であり、なかでも前者が原告適格の立証にとって不可欠と考えられていた。そのため、共通利益の侵害があったとしても、直接の権利侵害を受けていない第三国には原告適格が認められる余地がなかった。しかしながら、共通利益の侵害に関わる勧告的意見の積み重ねによって、国際義務違反の存在の立証のみで責任国の特定が行われるようになり、徐々に因果関係の重要性が薄れていくようになった。こうした動向を受けて、争訟事件でも、国際義務違反と権利侵害の因果関係の立証は求められないようになり、それが、特に訴追か引渡しかの義務事件における第三国による責任追及の原告適格の容認につながったことが分かった。こうした研究を踏まえて、上記 1. 萬歳寛之「共通利益の回復をめぐる国家責任紛争」『国際法外交雑誌』第 117 卷 1 号（2018 年）を上梓した。

本研究の第二段階として、対世的性格を有する国際義務のうち、人権条約を分析の対象として人権条約の国内実施を確保するための国際的実現の方法を検討した。具体的には、人権条約（拷問等禁止条約と女性差別撤廃条約）における紛争解決条項の機能を検討した。これらの検討により、とくに、条約上の法的義務が対世的性格をもつ中で、いかなる要因によって紛争当事国の二国間関係に還元されるのかを解明するにあたって「紛争」概念の特定が必要であることが分かった。この点を踏まえて、論文化する際の構想はまとまりつつあるが、論文として公表する段階には至らなかったため、近く機会をとらえて、論文として上梓したいと考えている。

また、さらに研究対象を広げて、国際人権問題の側面を含む韓国における元徴用工判決を素材

として、日韓請求権・経済協力協定という二国間条約の国内実施において人権に関する国際法の発展や植民地支配の違法性の確立といった事後の国際法の発展がいかなる影響を及ぼしうるのかの検討を行い、同協定の他に、日韓の国内裁判所の判断も研究対象とすることにした。この点は、論文化することができ、上記 2. 萬歳寛之「日韓請求権協定と韓国徴用工判決」『論究ジュリスト』第 30 号（2019 年）として公表した。

本研究の第三段階として、対世的性格を有する国際義務の中でも、一体的義務の例とされる軍縮・不拡散分野のうち、大量破壊兵器の不拡散に関する国内実施義務の国際的実現に取り組んだ。具立的には、(1) 核不拡散条約と化学兵器禁止条約における国内実施義務の態様と国際原子力機関と化学兵器禁止機関による当該義務違反への対応と限界、(2) 国連安保理決議 1540 上の安全保障貿易管理に関する国内実施義務の態様と 1540 委員会による当該義務違反への対応と限界を検討した。(1) については、研究の途上であり、本研究の最終年度までに論文化するための構想をまとめることができなかつたが、必要な資料はほぼ収集しているので、近く、論文として公表できるようにしたい。(2) については、軍縮・不拡散だけでなく、海洋法の知見、とくに航行の自由との関係での研究も必要になったため、南シナ海仲裁判決や PSI 等の海上における大量破壊兵器の不拡散措置の検討を行った。この点は、論文化することができ、上記 3. 萬歳寛之「南シナ海問題における国際法課題」『地域研究としてのアジア学』（2020 年）及び上記 4. Hiroyuki Banzai, “Maritime Counter-Proliferation of Weapons of Mass Destruction and the Freedom of Navigation: A Japanese Lawyer’s Perspective”, Dai Tamada and Keyuan Zou (eds.), *Implementation of United Nations Convention on the Law of the Sea: State Practice of China and Japan* (Springer, 2020) (Forthcoming) として上梓した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 萬歳寛之	4. 巻 117巻
2. 論文標題 共通利益の回復をめぐる国家責任紛争	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 25 - 48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 萬歳寛之	4. 巻 30
2. 論文標題 日韓請求権協定と韓国徴用工判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 67 - 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Hiroyuki Banzai
2. 発表標題 Cyber Crime and International Law
3. 学会等名 New Horizons in Korean Diplomacy: Challenges, Issues, and Responses in the Era of the Fourth Industrial Revolution（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 早稲田大学アジア北米研究所（萬歳寛之分担執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 DTP出版	5. 総ページ数 267（1 - 22）
3. 書名 地域研としてのアジア学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----